

茨城県警察広告取扱要領

第1 趣旨

この要領は、茨城県警察（以下「県警察」という。）が管理する公有財産及び物品（以下「公有財産等」という。）又は県警察が管理するホームページ等の広告媒体（以下「広告媒体」という。）に、民間企業等の広告を掲出し、又は掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

第2 広告掲載に関する基本的な考え方

広告掲載は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）その他関係法令等の定めるところに従い、県警察の公平性及び信頼性を損なわないように適正に実施しなければならない。

第3 広告掲載の範囲

広告掲載は、県警察の事務又は事業の実施に支障を及ぼさず、かつ、公有財産等又は広告媒体の用途及び目的を妨げない範囲内で行う。

第4 業種又は事業者の基準

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲出し、又は掲載することができない。広告を掲出又は掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係があると認めるに足りる相当な理由がある者
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当する者
- 4 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- 6 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

- 7 県から指名停止措置を受けている者
- 8 消費税（地方消費税を含む。）又は県税を滞納している者
- 9 裁判に関連する業務を営む者
- 10 興信所、探偵事務所等に関するもの
- 11 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引並びにこれらに類する取引に関するもの
- 12 医療行為に類似したサービス又は医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に類似した商品に関するもの
- 13 占い、運勢判断及びこれに類するもの
- 14 鉄砲刀剣類を取り扱う事業を営む者
- 15 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の者
- 16 その他広告を掲出し、又は掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

第5 掲載広告の基準

次のいずれかに該当する内容は、広告として掲出し、又は掲載することができない。広告を掲出又は掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - (2) 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - (3) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- 2 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - (1) 暴力、賭博、覚醒剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化したもの
 - (2) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

- (3) 性的な表現等で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - (4) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - (5) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- 3 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (2) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - (3) 第三者の氏名、写真及び談話並びに商標、著作権その他の財産権を無断で使用するもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- 4 政治性又は宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）
 - (2) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
 - (3) 宗教団体による布教推進等を主目的とするもの又はそのおそれがあるもの（宗教団体の広告を含む。）
- 5 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 個人又は団体の意見広告
 - (2) 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義若しくは主張又はこれらを含むもの
- 6 個人又は団体の名刺広告
- 7 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 根拠のない表示又は誤解を招くような表現（統計、文献、専門用語等を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実際のもの若しくは他の事業者のものよりも著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤認させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料等により説明がなされない場合

は、不当な表示とみなす。))

- (2) 非科学的な又は迷信に類するもので、利用者を惑わせ、又は不安を与えるおそれがあるもの
 - (3) 射幸心をあおる表示又は表現
 - (4) 誇大な表現を含むもの
 - (5) 社会的に認められていない許認可、保証、賞、資格等を使用して権威付けようとするもの
 - (6) 投資信託等の広告で、元本等が保証されていると誤認させる表現のもの
 - (7) 他人名義の広告
 - (8) 人材募集に見せ掛けて、売春の勧誘、あつ旋等の疑いがあるもの
 - (9) 人材募集に見せ掛けて、商品、材料、機材等の売り付け又は資金集めを目的としているもの
 - (10) その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現（編集記事と紛らわしい体裁又は表現で、広告であることが不明確なものを含む。）
- 8 比較広告。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 自己の供給する商品又はサービスについて、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
 - (2) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
- 9 良好な景観の形成、風致の維持等を害するおそれがあるもの、色又はデザインが景観と著しく違和感があるもの、意味が不明であるもの等公衆に不快感を起こさせるもの
- 10 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- (1) 代理店募集、副業、内職、会員募集等でその目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (2) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し方法、支払方法又は返品条件が不明確なもの
 - (3) 通信教育、講習会、塾又は学校に類似する名称を用いたもので、その実体、内容又は施設が不明確なもの
 - (4) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第

26号) に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

11 1 から10までに掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として適当でない
と認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

- (1) 茨城県警察が広告主（広告の掲出又は掲載の許可を受けた者をいう。以下同じ。）を支持し、その商品若しくはサービスを推奨し、又は保証しているような表現のもの
- (2) 品位を損なう表現のもの
- (3) 投機を著しくあおる表現のもの
- (4) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (5) 謝罪又は釈明に類するもの
- (6) 尋ね人、養子縁組等に係るもの
- (7) 第4の2の暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し、若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの
- (8) 青少年の保護及び健全な育成の観点から適当でないと認められるもの

第6 広告審査会

1 設置

県警察に茨城県警察施設広告審査会（以下「施設広告審査会」という。）及び茨城県警察ホームページ広告審査会（以下「ホームページ広告審査会」という。）を置く。

2 任務

施設広告審査会及びホームページ広告審査会（以下これらを「広告審査会」と総称する。）は、広告主、広告物の内容等を審査することを任務とする。

3 広告審査会の構成

広告審査会は、委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる広告審査会の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

(1) 施設広告審査会

ア 委員長

装備施設課長

イ 委員

装備施設課 課長補佐（管財担当）

会計課 管理官

運転免許センター 理事官

(2) ホームページ広告審査会

ア 委員長

県民安心センター長

イ 委員

県民安心センター 広報官 課長補佐（広報担当）

会計課 管理官

(3) 広告審査会は、委員長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

(4) 委員長は、必要があると認めるときは、広告審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 庶務

広告審査会の庶務は、施設広告審査会にあつては装備施設課において、ホームページ広告審査会にあつては県民安心センターにおいて処理する。

第7 広告掲載の付記事項等

広告掲載に当たっては、当該広告が民間企業等の広告であることを明確にするため、「広告」等の文言を記載して民間企業等の広告であることを明示するとともに、必要に応じ、広告の内容に関する責任の帰属に関することその他必要な事項を注記する。

第8 広告の募集方法

県警察は、広告の募集に当たっては、申込み方法、選定方法その他広告掲載に関し必要な事項をホームページ等に掲載して行う。

第9 広告掲載料の徴収

広告掲載料は、前納とする。

第10 広告掲載料の返還

既に納付した広告掲載料は、返還しない。ただし、天災地変等広告主の責めに帰することができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

第11 広告主の責務

1 広告主は、広告の内容等に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる財産権の全てにつき権利処理が完了していることを県警察に対して保証する。
- 3 第三者から広告に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

第12 広告掲載の取消し等

- 1 次のいずれかに該当するときは、広告掲載の期間中であっても、広告掲載を取り消し、又は広告掲載に係る契約を解除することができる。
 - (1) 広告主が指定する期日までに掲出し、又は掲載する広告を提出しないとき。
 - (2) 広告主が県警察の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
 - (3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により広告掲載の取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主が第4に定められた業種又は事業者の基準に適合しなくなったとき。
 - (7) 広告が第5に定められた掲載広告の基準に適合しなくなったとき。
 - (8) 広告の申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。
 - (9) 県警察の業務上やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 1に該当したことにより、広告の撤去等の必要が生じたときは、その費用は、広告主が負う。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。